発議第3号

地方における防災・減災、国土強靭化に資する社会資本整備の更なる推進を求める意見書案

地方における防災・減災、国土強靭化に資する社会資本整備の更なる推進を求める意見書を 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、 国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)宛て提出するものとする。

令和6年10月1日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

薮 浩昭

川端康史

赤松良寛

森 下 佐知子

山 野 麻衣子

近年、気候変動に伴う台風の大型化や線状降水帯による豪雨が頻発し、土砂災害や河川の氾濫など甚大な被害が多発している。また、平成23年台風12号によって発災した紀伊半島大水害、本年元日に発生した能登半島地震、更には9月21日に発生した能登豪雨では、多くの人命や財産が失われたことからも、風水害や地震等に備えて災害に強いまちづくりへの整備を進めていかなければならない。加えて昭和30年以降、約20年間の高度経済成長期に整備されたインフラが老朽化する中、予防保全を積極的に推し進め、災害時に対応できるように既存のインフラを適切にメンテナンスしていくなど、長期的な視点での対応を同時に進める必要がある。

現在、令和7年度までを対策期間とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により、国と地方公共団体が一体となりハード・ソフトの両面から防災・減災、国土強靭化の取組を集中的に実施しているところである。

しかしながら、能登半島地震においては、発災当初は被害の全容をつかむことができなかったことに加え、道路が寸断されたことや半島地域という地理的要因も重なり、救助や支援に向かう関係者もなかなか被災地に辿り着けないなど、迅速な復旧作業や支援物資の輸送に多大な支障を来した。インフラの復旧作業等に時間を要している中、今回の能登豪雨によって、更に被害が拡大するといった我々が最も恐れる事態が現実となってしまった。

また、8月8日に発生した日向灘を震源とする地震により、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたことからも、今まで以上に災害への備えを迅速かつ着実に進めなければならない。

近い将来、発生の可能性が極めて高いとされる南海トラフ地震が起これば、半島に属する本市においても能登地方と同様、被害が甚大かつ長期化することは自明であり、本市の地理的状況を踏まえた「半島防災」という新たな視点に立った災害に屈しない強靭な社会資本整備を進めることが急務である。

よって、国においては、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の一層の事業推進を図る とともに、令和7年度までの対策期間以降においても継続的・安定的に財源を確保し、切れ目なく国土 強靭化を推進されるよう強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。